

大阪府介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3パーセント程度（月額 **9,000** 円）引き上げるための措置を実施することを目的として、大阪府介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）について、令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱（令和4年4月1日老発 **0401** 第3号厚生労働省老健局長通知別紙）に基づき、介護サービス事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 **45** 年大阪府規則第 **85** 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援を行う介護サービス事業所を除く。以下「介護サービス事業所等」という。）。

2 本補助事業における処遇の改善の対象は、介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。ただし、介護職員以外の職員（以下、介護職員とあわせて「介護職員等」という。）を対象に加えることも可能とする。その際、本補助事業が介護職員の処遇の改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

3 本補助事業は、令和4年2月から9月までの間、介護職員等に対して3パーセント程度（月額 **9,000** 円）の処遇の改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該処遇の改善を行うために必要な費用を補助する。

(補助額)

第3条 補助額は以下のとおりとする。

補助額 = $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

a 補助対象月の一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。介護報酬の月遅れ請求等については当該月の2か月前までのものについて含める。）

b 1単位の単価

c サービス別交付率 [別紙1表1]

(賃金改善の要件)

第4条 介護サービス事業者又は介護保険施設開設者（以下「介護サービス事業者等」という。）が行う処遇の改善は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 補助額に相当する介護職員等の賃金(基本給、手当(退職手当を除く。以下同じ。)、賞与等を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。
- (2) 賃金改善は、賃金のうち対象とする賃金の項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金の項目を含め、補助金により講じた賃金改善の水準を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (3) 原則として、介護サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分の賃金改善分を令和4年3月分の賃金改善分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
- (4) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。
- (5) 介護サービス事業所等における第5条第1項第1号に定める介護職員処遇改善支援補助金計画書及び就業規則等の内容について全職員に周知すること。
また、職員から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすい方法で回答すること。
- (6) 本補助事業による賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払賃金には含めないこと。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金計画書(以下「計画書」という。)[様式2-1及び様式2-2]
- (2) ア 要件確認申立書 [様式1-1]
イ 暴力団等審査情報 [様式1-2]
- (3) 介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告[様式5]
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、介護サービス事業者等が行うものとする。
- 3 介護サービス事業者等が、令和4年2月8日付け高事第2636号「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について（依頼）」に基づき、介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告を知事に提出した場合は、第1項第3号に定める書類を提出したものとみなす。

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付額の算定方法、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- （1） 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- （2） 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。
- （3） 計画書及び実績報告書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- （4） 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定からその額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書〔様式1-3〕を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（経費等の軽微な変更等）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して 20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

（計画書の内容の変更等）

第 9 条 介護サービス事業者等は、計画書の変更（次の各号のいずれかに該当する場合には限る。）があった場合は、計画書〔様式 2-1 及び様式 2-2〕に記載し、その事実が判明した日から起算して一月以内に知事に届出を行わなければならない。

- （1） 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位に変更があった場合。
- （2） 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合。
- （3） 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合。

（補助金の交付）

第 10 条 知事は令和 4 年 2 月分から同年 4 月分の賃金改善分を対象とした補助金については、6 月に概算払いするものとし、同年 5 月分から 9 月分の賃金改善分を対象とした補助金については、各月毎の補助金を当該月の 2 か月後に概算払いするものとする。

2 知事は、補助事業者に係る補助対象月の介護報酬総単位数について、大阪府国民健康保険団体連合会から報告を受けたときは、補助事業者から当該月に係る補助金の概算払いの請求があったものとみなす。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書〔様式 3-1、様式 3-2〕を、令和 5 年 1 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

（特別事情届出書）

第 12 条 補助事業者は、事業の継続を図るために、介護職員等の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別事情届出書〔様式 4〕を知事に届け出なければならない。

（立入調査）

第 13 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第 14 条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- （1） 第 7 条の条件を順守しなかったとき
- （2） 正当な理由なく補助金の立入検査等を拒否したとき
- （3） 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- （4） 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- （5） 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、又は、第 12 条の特別事情届出書の届出が行われていない等本要綱の規定に違反したとき
- （6） 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられたとき

（他の補助金等との重複の禁止）

第 15 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別紙1表1

介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防) 短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	0.5%

(注) 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。